

枚方市条例第 15 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表7の項中「4時間」を「3時間」に、「3,600円」を「3,900円」に改め、同表8の項中「4時間」を「3時間」に、「1,800円」を「2,600円」に改める。

附 則 [令和8年3月30日公布]

この条例は、令和8年4月1日から施行する。